

最終更新日:2015年7月31日

株式会社ラクーン

代表取締役社長 小方 功

問合せ先:管理部IR担当 03-5652-1711

証券コード:3031

<http://www.raccoon.ne.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識し、コーポレートガバナンスの強化及び充実を経営の重要課題と位置付けております。コーポレートガバナンスが有効に機能する環境とは、株主やその他のステークホルダー(取引先、従業員等)と良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。そのために、当社では、企業活動の健全性、透明性及び客観性を確保するために適時適切な情報開示を実施し、また、経営監督機能を強化する体制作りに積極的に取り組んでおります。

なお、当社は今後の事業拡大に伴い組織規模の拡大も伴っていくことから、コーポレートガバナンス体制については随時見直しを実施し、また、積極的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小方 功	1,805,600	30.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	170,000	2.86
株式会社広明通信社	132,500	2.23
カブドットコム証券株式会社	111,300	1.87
石井 俊之	110,000	1.85
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	98,000	1.65
株式会社SBI証券	92,500	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	85,500	1.44
今野 智	85,200	1.43
山口 貴弘	82,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

当社は、自己株式(256,846株)を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	4 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
多喜田二郎	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多喜田二郎	○	——	これまで培ってきた豊富なビジネス経験や実績に基づき、企業経営に係る幅広い知識と見識を有しております。その経歴から培われた豊富な知識・経験と幅広い見識に基づき当社の経営の監督と助言を行うことを期待しております。一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名

監査役の人数	3 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は、内部監査担当者の作成した「内部監査報告書」を随時、閲覧チェックする他、必要に応じて内部監査に同席しております。また、内部統制チームと会計監査人との内部統制の評価結果報告会等に出席し、報告を受けるとともに、意見交換を行っております。

常勤監査役と会計監査人とは四半期決算ごとに会合をもち、会計監査の方法及び結果について報告を受ける等、緊密に連絡をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
佐藤 博	他の会社の出身者													
中辻 一剛	公認会計士										△			
小宮山 澄枝	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 博	○	——	これまで培ってきたビジネス経験や実績、幅広い知識と見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。その専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響を受けずに業務執行を客観的に監査することを期待しています。 一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
中辻 一剛	○	同氏は2011年9月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりました。同氏は当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツをすでに退社しており、同法人在籍時に当社および当社子会社の監査に従事しておりませんでした。また、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を遂行できるものと判断し、選任しております。	公認会計士としての豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選任しております。その専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響を受けずに業務執行を客観的に監査することを期待しています。 同氏は上記jに該当しておりますが、同氏と当社との間には特別な利害関係はないため、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
小宮山 澄枝	○	——	弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の監査に反映していただけるものと判断し、選

			任しております。その専門的知識と経験を踏まえ、かつ独立的な立場から積極的に発言し、取締役の影響を受けずに業務執行を客観的に監査することを期待しています。 一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
--	--	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対してストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2015年4月期における当社取締役に対する報酬は以下の通りであります。
取締役 5名 75百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬限度額は、平成25年7月27日開催の定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議しております。なお、各取締役の報酬については、業績、貢献度、会社の業績等を評価した上で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会において、十分に議論をした上で審議を諮るために、必要資料の事前配布を行い、社外取締役及び社外監査役が十分に内容を確認、検討する時間を確保し、また、開催前に質疑を受けられる体制にしております。
この他、常勤監査役は、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告をうけており、必要に応じて、常勤監査役から非常勤監査役に状況報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりです。

(1) 取締役会

取締役会は、5名の社内取締役と1名の社外取締役及び、社外監査役3名により構成されており、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、重要な業務執行並びに株主総会の決議によって委任された事項について意思決定を

行うとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(2) 監査役会

監査役会は、社外監査役3名によって構成されており、定時監査役会を毎月、臨時監査役会を必要に応じて随時開催し、監査に関する重要な事項について情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、協議を行い、又は決議を行っております。

(3) 経営会議

経営会議は、社内取締役5名により構成されており、必要に応じて適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未満の経営の重要事項についての審議を行っております。

(4) コンプライアンス事務局

コンプライアンス推進のため、コンプライアンス事務局を設置しております。代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理部法務担当者をコンプライアンス担当事務局としております。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修を実施しております。

(5) 内部監査

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の社長室に所属する内部監査専任者(1名)が担当しております。内部監査専任者は代表取締役社長の承認を得た内部監査基本計画に基づき、経営の合理化、効率化および業務の適正な遂行について、全部門及び子会社を対象に監査を実施しております。内部監査専任者は、内部監査の結果を代表取締役社長に報告し、また、被監査部門にも通知しております。なお、改善指示のあった事項について、通知後遅滞なく改善指示に対する業務改善が行われているか確認を行っております。

(6) 会計監査

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は松野雄一郎、永田立の2名であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士補等7名であり、いずれも有限責任監査法人トーマツに所属しております。

なお、継続監査年数については、業務執行社員の全員が7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会は5名の社内取締役と1名の社外取締役で構成され、「迅速かつ的確な経営及び執行判断」を行うため、定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しております。また、「公正かつ透明な経営」の実現のため、監査役は社外監査役3名によって構成され、うち1名が常勤監査役となっております。常勤・非常勤を問わず原則として全員が毎回取締役会に出席し、取締役の業務執行が法令・定款に違反していないかのチェックを行っております。また、常勤監査役は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。常勤監査役は、取締役会以外にも社内で開催される諸会議にも出席し、専門的知識と経験を踏まえ、かつ、独立的な立場から積極的に発言するとともに、日常の監査において社内の重要な書類の閲覧を行うことで職務執行の適法性を監査しております。これにより、経営監視機能の客観性・中立性は確保されているものと考えております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主様にご出席いただくため土曜日または日曜日に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内に『ディスクロージャーポリシー』を掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上を目安に開催しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算、期末決算後に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に『IR情報』コーナーを設け、四半期決算短信、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書及びその他、適時開示資料や会社説明会動画や資料を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する専任担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムは、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

1. 当社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では企業行動規範及びより具体的な行動について定めた行動基準を策定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び従業員に申し伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知徹底する。

コンプライアンス・マニュアルを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、法務担当者をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・マニュアルの整備とともにコンプライアンスへの知識を深める研修等を実施する。

当社は、内部監査を通じて業務内容の事態を把握し、また、法令、定款及び各種社内規程に基づき業務の適法、適切な運営が行われていることを監査する。

当社の取締役及び従業員が法令遵守上疑義のある行為を発見した場合は、速やかに通報・相談する体制を構築する。また、この場合の通報・相談者が不利益な扱いを受けないこととする。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従って、文書（紙または電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を取る。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制については、取締役財務担当副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置してリスク管理の整備及び推進を行う。但し、個人情報管理については情報セキュリティ委員会において整備及び推進を行う。

経営上のリスク分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、社内取締役が出席する経営会議において行う。また、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を中心とする対策本部を設置し、迅速な対応及び損害を最小限にとどめるよう努める。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

社内取締役が出席する経営会議を適宜開催し、取締役会の決議事項について事前審議を行う他、取締役会未達の経営の重要事項についての審議を行う。

職務執行に関する権限及び責任については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直しを行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の取締役または監査役が子会社の取締役または監査役を兼務し、子会社の取締役会に出席することで業務上の重要事項等について報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社においてリスク管理上懸念の事実が発見された場合、子会社の取締役及び監査役は、当社リスク管理委員会に報告する。当社リスク管理委員会が子会社から報告を受けた場合、事実関係を調査の上、必要な措置を講じる。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の事業運営については「関係会社管理規程」に基づき、管理部が主管部署となつて子会社の管理を行う。また、経営に関しては、子会社の経営の独立性等を尊重しながら、重要事項については当社の取締役会で審議を行う。

(4) 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、経営企画部をコンプライアンス担当事務局とする。コンプライアンス担当事務局は、コンプライアンス・ガイドラインを整備し、法令、定款及び企業倫理等、遵守すべき具体的な事項についての理解を深め、法令及び定款を遵守する体制を構築する。

当社の内部監査担当者は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の管理状況及び業務活動について内部監査を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

内部監査担当者もしくは管理部の従業員が、必要に応じて監査役を補助することを社内規程において定める。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実行性の確保に関する事項

監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する従業員はその要請に関して取締役及び上長の指揮命令を受けない。また、当該従業員の任命、異動については監査役会の同意を必要とする。

8. 当社及び子会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の執行状況について報告を受ける。

監査役は重要な決裁書類及び関係資料を閲覧し、必要に応じて当社及び子会社の代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役へ報告を求めることができる。

当社及び子会社の取締役及び従業員は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく当社監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができる。

9. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした当社及び子会社の取締役及び従業員が、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な扱いも受けないことを保証し、報告者を保護する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席する他、社内の重要な会議にも必要に応じて出席し、代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役から業務の

執行状況について報告を受ける。

監査役は、内部監査担当者と連携及び協力するとともに必要に応じて調査を求める。この他、会計監査人と定期的に意見交換を行う。

監査役が職務の執行につき生ずる費用の前払いまたは償還の請求をした場合は、監査役の請求に従い適時適切に当該費用の支払を行う。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し是正を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 基本方針

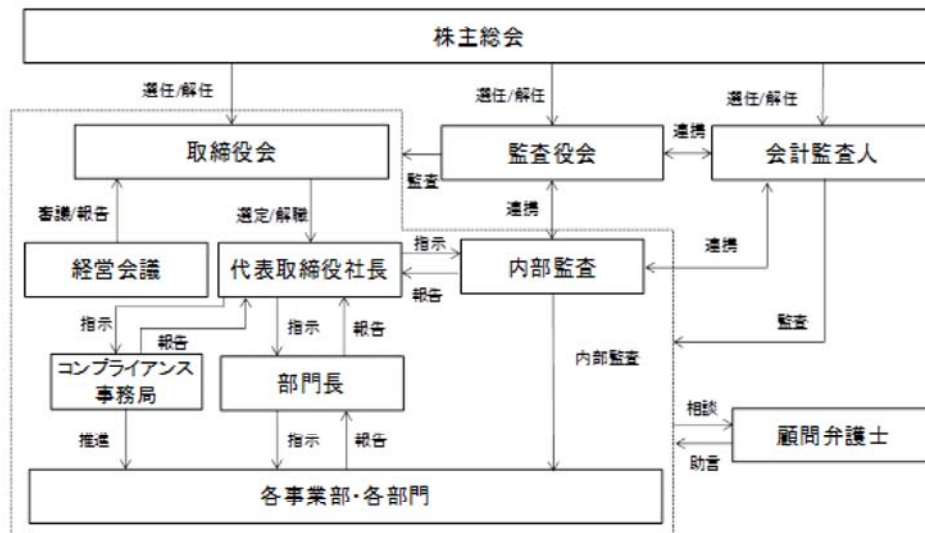
当社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としております。

(2) 整備状況

当社は、総務業務のある管理部を統括部署とし、管理部長を責任者として反社会的勢力排除に向けた社内体制を整備しております。

(3) 外部の専門機関との連携状況

当社は「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟しております。同連合会が主催する研修会等への参加の他、同連合会、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関を利用し、情報収集に努めております。



(適時開示に係る社内体制図)

